第 12 期　　２０２３年度

事業計画

（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）

社会福祉法人地域で一緒に暮らそう会

2023年　事業計画の概要

理念

「利用者の尊厳・・・人が人として平等に生きる権利」

人と人とのふれあい（関係性）の豊かさ（深さと拡がり）をつくり、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、支えあい、助け合い自立した生活を地域社会において営むことができるよう伴走型の支援を大切にしていきます。

各事業の使命

１）利用者が本来有している能力を生かし、地域の中で、その人らしい生き方、暮らしが出来るよう、その期待に応じて支援します。

２）職員の福祉に対する思いを認め、福祉現場で「生きて働く能力」の育成のため、「事実」や「具体」に即してチームのビジョンに沿って考える研修を行い、実践力を身に付け、福祉後継者を育成します。

３）利用者の保護者と施設との意思の疎通をしっかり図り、共に協力して、事業の進展を図ります。

４）地域に対し「目に見えない障がいへの理解促進」を図り、法人への存在価値につながるよう福祉力（福祉マインド）を醸成します。

５）事業活動を通して地域経済に寄与し、経済を活性化させます。

職員の心得

１）利用者の人権を尊重し、利用者の現実社会での生活を、より良くするための支援に、全力で努力します。

２）生き生き仕事に臨み、職場環境の改善に努め、職員一人ひとりが自分の役割を常に自覚し、自由な発想と柔軟な思考で実践し、常に前向きに創意工夫をこらした実践力を高めます。

３）利用者や地域の中で常に「課題」意識を持ち、また、組織体制の中に改善の余地があると判断した場合は、意欲的に改善を進めるとともに、介護力向上に努めます。

４）地域に頼りにされ、求められる法人・事業者の構成員としての自覚と誇りを持ち、職務に専念します。

５）職員ひとり一人が、単なる「人材」から、法人の「人財」となるよう常に目標を定め、成長を加速させます。

６）日頃より常に「エコ」意識と、コスト意識をもち、法人の財政基盤安定に貢献しま

す。

７）明るく楽しい職場環境づくりをめざして、常に笑顔と挨拶を励行します。

事業運営

（１）第２種社会福祉事業

①障がい福祉サービス事業の経営　②相談支援事業の経営

③移動支援事業の経営　　④障がい児通所支援事業の経営

（２）公益を目的とする事業

①地域生活支援事業　②共生型事業（ふれあい食堂）

③レスパイト事業

取り巻く環境と当法人の取組

当法人は地域共生社会の実現を目指し、「共に生きる」を法人理念にその実現のために事業の提供を積極的に行ってきました。

2022年度も新型コロナウィルス感染の蔓延に伴い、当法人においても、事業活動を7回（2日間～9日間）休業するなど多くの制約を受け、利用者はもとより職員も「感染との戦い」の1年となりました。

人対人の接点が欠かせない福祉サービス事業を行っている当法人にとっては、ストレスのかかる日々が続いています。法人運営にとって大きな影響を及ぼす感染による事業停止を最小限にとどめるためにも、2023年度には、感染症対策の強化に係る取組の指針の整備等を行います。また「利用者が望む福祉サービス」の在り方、職員配置の適正化を再検討しながら、コロナ禍前の実績に収支を回復させ事業を安定経営基調に戻すと共に、新規施設建設計画を中心に、中長期計画の策定等運営を進めていきます。

基　本　方　針

1. 利用者支援の充実

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利を擁護するとともに個人の尊厳に配慮した良質かつ安全・安心なサービスを提供する。また、常に利用者の意向や意思を尊重し、利用者の立場に立った個別支援計画等を立案し、良質な福祉サービス・社会参加・作業活動を提供する。

2. 事業継続による生活の確保・維持

緊急時（大規模な災害発生・感染症発生）に、障がい者とその家族等の生活を支え

るうえで欠かすことのできない、継続的なサービス提供の構築と、災害発生時に迅速な支援ができる支援体制を整備・確立する。

3.職員の確保・育成・定着と業務の効率化

良質な福祉人材の確保に向け「福祉を知る・体験する・情報を得る」などの手段を講じる。また、「働きがい・働きやすい・働き続けられる」などの職場環境を整える。その上にサービスの提供の要となる職員の育成、ICTやAIの利用促進等による業務の効率化を推進し、業務の軽減に取り組む。

4.計画的な改修・施設整備

利用者の生活状況、機能低下等に応じた設備を充実するとともに、安全で衛生的な環境の整備に取り組む。

5.共生社会の構築

様々な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取組を推進する。また、地域の協議会に積極的に参画する。

6.健全な財務規律の確立と実効性のある組織体制の構築

継続可能な経営を目指し、具体的な数値目標（正確な財務分析）を提案する。また、障害者総合支援法に関する情報を正確につかみ、各事業所の管理者と連携して適正な運営確認を行う。

事　業　計　画

2023年度法人目標

感染症対策の強化に係る取組及び業務継続計画の見直し

職員確保・育成・定着と業務の効率化

「感染症対策の強化に係る取組」

感染症の発生及び蔓延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、感染症対策の強化に係る取組の義務化(2024.04.01)がスタートするため、体制整備を行います。

① 感染対策委員会の設置、定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務化

・事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会の設置

（他の会議体(委員会)との一体的設置・運営の検討）

委員会構成員の責任及び役割分担を明確化（専任の感染対策担当者を定める）
幅広い職種により構成

・感染対策委員会の定期的な開催の整備

訪問・相談系サービス　⇒　概ね6カ月に1回以上

通所・居住系サービス　⇒　概ね3カ月に1回以上

・検討結果の周知徹底を図る体制整備

② 指針整備の義務化

・事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針整備

・指針には、平常時の対策と発生時の対応を規定する

・「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を踏まえ検討する

③ 定期的な研修・訓練の義務化

・従業者に対して、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練の定期的な実施

訪問・相談系サービス　⇒　年１回以上

通所・居住系サービス　⇒　年２回以上

「業務継続計画（BCP）の見直し」

① 「感染症対策の強化の取組」と「新型コロナウィルス感染症発症時における業務継続計画（BCP）」の整合性

② 業務継続計画（BCP）に基づいた、研修・訓練の実施

「職員確保・育成・定着と業務効率化」

福祉サービスの継続と発展のため、働き甲斐や魅力のある職場作りを目指します。労働関係法令の遵守と適切な労務管理により、職員の安全と健康を確保し、快適な環境づくり推進します。また、ライフステージの変化に配慮した、働きやすい職場環境づくりを推進します。

① 採用ツール（求人ポータルサイト等、ホームページの見直しも含む）の積極的活用

② 適切な労務管理のための研修等の参加

③ 資格取得等キャリアアップを含めた奨学金制度の周知及び資格取得試験に対する特別休暇制度の導入

④ 就職準備金の周知（ホームページ等）

⑤ 仕事への誇りを持たせるための研修（eラーニング）

⑥ ICTの更なる活用（電子帳簿保存法の対応を含む）

⑦ 職場環境の課題等を明確にするため、コミュニケーションの場を定期的に設定

⑧ 効果的な広報戦略の推進

法人が非営利法人として積極的に活動していくためには、財源負担者たる国民から信頼や理解が不可欠である。「見える化」にとどまらず「見せる化」を推進するとともに、義務化された経営状況の閲覧・公表を様々な媒体を通し確実に行い、透明性の高い法人経営を確立する。

さらに、福祉の職場に対するイメージアップを図るとともに、法人が行う社会福祉事業、地域における公益的取組等、様々な事業内容について情報発信する。

・パンフレットの見直し
・地域貢献としての地域における活動をホームページで発信
・賃金以外の処遇改善（研修、労働環境、子育・介護の両立等）に関する具体的な取組内容の周知

主な計画（法人本部）

①評議員会・理事会の開催と運営

理事長による職務の遂行状況を理事会に報告（年２回以上）

事業活動の状況、事業執行の課題、行政等への届出、予算の執行率など。

②はぐ（本部）の屋根塗装

③各種障がい者福祉助成金への積極的な応募

④求人対策の継続と定着率向上

・65歳定年制の検討
・処遇改善手当配分方法の一部見直し
・実習生の受入（管内だけではなく管外にもPR）
・各事業の職員交流研修（例：生活介護職員→児童デイ）
・インターンシップの積極的受入

⑤財務管理

・会計処理の適正化

顧問税理士による指導・相談・外部監査

・会計基準による会計処理

会計基準に基づく予算執行と決算処理

・透明性の確保

定款及び経理規程の遵守

電子帳簿保存法の対応検討

⑥新規事業に向けた建設準備委員会の設置

⑦重度障害者等包括支援事業の開始

⑧感染対策委員会の設置

⑨業務継続計画（BCP）及び各規程の見直し

２０２３年度　各事業計画

第２種社会福祉事業

放課後等デイサービス「きらきらはうす」

定員	開設日	責任者
１０名	月～金曜日（土・日・12/30～1/4　休日）	細川大一郎
開所年月日	**開設時間**	**スタッフ数**
H25.04.02	９：００～１７：００（17：45延長あり）	4名

基本方針	子ども達の「楽しそう」「やってみたい」「できた」の気持ちを大切に日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、並びに集団活動に適応することができるよう支援する。また、生活能力向上の為に必要な経験ができるような環境を提供し、社会との交流を図ることができるよう、当該児の心身及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練を行う。
事業内容	①生活能力向上の為の訓練。 ②社会参加の機会の提供。 ③家族の安定と仲間づくりの支援。 ⑤関係機関との連携や、情報提供、相談活動。 ⑥健康管理。（虐待等の早期発見） ⑦コミュニケーション技能の習得。 ⑧心身の発達等を促す「音楽療法」の導入
療育方針	**（はぐ）** ①集団における役割を担う。 ②余暇時間の過ごし方を身に着ける。 ③様々な社会資源を活用し体験する機会を提供することで、活動の範囲を広げる。 ④自分の気持ちの伝達の仕方や欲求の発散方法を見つける。 ⑤正しい感染症予防対策の習得。 **（きらきら）** ①自分でできたと感じられる排泄支援。 ②基本的運動機能・体力を養う。（間隔・運動・模倣・制作遊びなど） ③小集団生活適応訓練（他者を意識した遊びや順番を待つな

	ど） ④自己表現の方法を見つける。 ⑤感染症予防のための確実なる支援。
指導方法	①学校又は病院等関係機関との**情報交換及び連携**を図る。 ②個々の特性に応じた遊びや活動を**個別支援計画に基づき**実施する。（必要に応じ音楽療法の個別療育や小集団療育の実施） ③安全に配慮しクッキングや散策など様々な体験をすることで**「楽しい」経験**を広げられるようにする。 ④集団における過ごし方を身に着けられるように、お手伝い・係活動などを行うことで**集団における役割を担う機会**を作る。 ⑤得意な分野の内容を広げる遊びや活動を見つけ提供する事で、**自信を持って楽しく過ごせる**ように支援する。 ⑥家族との個別懇談を行い、悩みや**状況把握**をする。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。
保健衛生	送迎前の自宅での検温及び来所時の体温等感染症の対策を中心に健康チェックを実施し、疾病の早期発見に努める。また、せきエチケット・うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修及びeラーニング活用の個別研修を中心にスキルアップにつなげる。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく**倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守**はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、児童一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの**人権侵害行為を決して行わない**ことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、関係機関との連携を基に相談・苦情等の適切な解決を図る。 　児童及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規

	程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、児童及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。
法令遵守	放課後等デイサービスガイドラインに則って事業を実施する。

居宅介護事業所「きらきらはうす」

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援事業

定員	開設日	責任者
	月～日曜日（12/30～1/4　休日）	植松　智恵子
開所年月日	**開設時間**	**スタッフ数**
H24.4.1	基本：　２４時間対応	20名

基本方針	利用者が**居宅において日常生活を営む事が出来るよう**、身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、入浴、排泄及び、食事等の**介護**を行う。また、調理、洗濯及び掃除等の家事支援、生活等における**相談及び助言並びに外出時の介護**を適切に行う。
事業内容	**居宅介護** 個別支援計画を作成し、障がい者等の居宅において入浴・身体の清拭・洗髪・排泄・食指・衣服の着脱、その他必要な身体の介護や通院時の介助等を利用者に負担やストレスを与えずに支援する。 **重度訪問介護** 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障害により**行動上著しい困難を有する障がい者**であって、常時介護を必要とする障がい者（児）が食事や排泄などの**身体介護**、調理や洗濯などの**家事支援**、外出時における**移動介護**等を**総合的**に行う。 **行動援護** 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該**障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するため**に必要

	な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。 **移動支援** 　社会生活上必要不可欠な外出や社会参加促進を目的とした外出等を、**本人の特性やニーズに合わせ、安全面に考慮**し支援する。
事業計画	①利用者のニーズをもとに個別支援計画を立て日々のミーティングや毎月の支援会議等で、支援内容について意見交換・検討をする。そしてその計画にそって支援を行う。 ②利用者に関しての情報共有を周知徹底する（状態の変化、環境や家庭の変化等）と共に、利用者の身体の状況及び、メンタルな部分を充分に把握し、配慮することに努め安全第一とする。 さらに、他事業所との連携を強めるため、利用者ニーズ等の把握時に、他事業所との情報共有を行う。 ③利用者や家族等のニーズ（必要性や要望）に幅広く応じることができるように実践力を高めていく。 ④利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を心がける。 ⑤新たな職員に対し、利用者についての基本情報や介助方法の伝達と学習を定期的に行い職員育成を図る。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるよう努める。また、外出先での災害等に対してのマニュアル等の作成の検討を行う。さらに感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
保健衛生	①　外出先等でのマスクの着用・手洗いの徹底、人が密に集まる空間に外出しない等、感染症に対する予防を確実に行う。 ②　訪問時の利用者及び家族の体温等を中心とした体調を、家族や利用者本人に確認し、疾病や感染症の早期発見を行う。
職員研修	居宅において重度の障がい者等の支援を行う機会が多いことから職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識

	向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeラーニングによる個別研修を行い、キャリアアップに努めるほか、各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が利用者への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。 利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

音更町第２子供発達支援センター　　「てぃくたく」

定員	開設日	責任者
児童発達１８名 放デイ　１４名	原則　月～金曜日（土・日・祝日・12/29～1/3　休日）	寺井　美紀
開所年月	**開設時間**	**スタッフ数**
H26.02	9：00～18：00	13名

基本方針	子ども達の「楽しそう」「やってみたい」「できた」の気持ちを大切に日常生活における**基本動作及び知識技能を習得**し、並びに**集団活動に適応**することができるよう支援する。また、生活能力向上の為に**必要な経験ができるような環境**を**提供**し、社会との交流を図ることができるよう、当該児の心身及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練を行う。
事業内容	**児童発達支援事業**

	① 日常生活における基本的動作の指導 ② 日常生活における知識技能習得の指導 ③ 給食を基本にした食育の取組み **放課後等デイサービス事業** ① 生活能力向上の為の訓練。 ② 社会参加の機会の提供。 **共通** ① 家族の安定と仲間づくりの支援。 ② 関係機関との連携や、情報提供、相談活動。 ③ 健康管理。（虐待等の早期発見） ④コミュニケーション技能の習得。
療育方針	**児童発達支援事業** ① 楽しくおいしく食べられる力をつける。 ② すっきりした、自分でできたと感じられる排泄支援。 ③ 心地よい、自分でできた達成感を味わえる着脱支援。 ④ 基本的運動機能・体力を養う。（間隔・運動・模倣・制作遊びなど） ⑤ 小集団生活適応訓練（他者を意識した遊びや順番を待つなど） ⑥ 個別療育（個々の特性に応じて作成された個別支援計画に基づき小集団活動の一部で対応） ⑦「やってみたい」「できた」が得られる、安心感を持てる環境を作る。 **放課後等デイサービス事業** ① 集団における役割を担う。 ② 余暇時間の過ごし方を身に着ける。 ③様々な社会資源を活用し体験する機会を提供することで、活動の範囲を広げる。 ④自分の気持ちの伝達の仕方や欲求の発散方法を見つける。 **家族に対して** ①懇談会や保育所訪問、個別相談を通じて、障がいの特性を理解し受容を促進する。 ②親子行事（療育）などを通じて、家族同士の交流・情報交換の場を提供する。
指導方法	**児童発達支援事業**

	①個別療育：希望者及び必要に応じて実施 ・専門家による、発達検査・個別評価を行う。 ・子供が通う幼稚園や保育所、又は病院などとの情報交換及び連携を図る。 ・個々の特性に応じた遊びや活動を個別に計画し実施する。 **②小集団療育** ・母親を中心とした対人関係からの広がりを培う。 ・様々な遊びを通して基本的運動機能の確立及び体力の向上を目指すとともに、友達との交流を通して適切な対人関係を築けるよう支援する。また、日常生活における基本的動作の獲得及び知識技能の習得ができるよう、あらゆる機会を通じて「自分でする」よう促し、励まし、待ち、褒めて支援する。 ・社会体験学習では、クッキングや散策など様々な体験をすることで「楽しい」経験を広げられるようにする。 **放課後等デイサービス事業** ・集団における過ごし方を身に着けられるように、お手伝い・係活動などを行うことで集団における役割を担う機会を作る。 ・社会体験学習では、様々な資源を適切に活用できる機会を作るとともに、余暇の充実や将来に向けての期待になるよう支援する。 ・得意な分野の内容を広げる遊びや活動を見つけ提供する事で、自信を持って楽しく過ごせるように支援する。 **家族支援：主に母親** ・個別懇談による悩み、状況などの把握をする。 ・障がいについての勉強会や資料の提供。 **地域療育支援事業** ・言語療法士等専門家との連携により、子供の状況を多角的にとらえることで、スタッフや保護者に助言し、支援の手掛かりにする。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに、感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリ

	スクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
保健衛生	送迎前の自宅での検温及び来所時の体温測定等感染症の対策を中心に健康チェックを実施し、疾病の早期発見に努める。また、せきエチケット・うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeラーニングによる個別研修を中心に、キャリアアップを図るとともに、各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、児童一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、関係機関との連携を基に相談・苦情の適切な解決を図る。 児童及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、児童及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。
法令遵守	児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインに則って事業を実施する。

地域サポートセンター　　「えがお」

定員	開設日	責任者
生活介護　２５名 就労継続支援B型１０名 児童発達・放デイ　５名 相談支援事業	原則　月～金曜日（土・日・12/30～1/4休日）	小山　真未
開所年月	**開設時間**	**スタッフ数**
H29.04.17	生活介護・就労）8：00～16：00 児童発達・放デイ）　9：00～17：00 相談支援事業）10：00～17：00	25名 4名 １名

①生活介護

基本方針	利用者が自立した日常生活を営む事が出来るよう入浴、排泄及び、食事の介護、創作活動などの機会を提供しその他の便宜を適切かつ効果的に行う。また、地域社会において、他の人々と共生することを妨げられない事など**総合的かつ計画的**な支援を行う。
事業目標	①「笑顔出る、楽しい時間、やさしい時間」の提供。 ②排泄、食事の支援や創作活動によるＡＤＬの維持向上と情緒安定を図る。 ③行事等の実施による気分転換、生活意欲の高揚等を促し、地域において安定した生活が営めるよう支援すると共に、個々のエンパワーメントを尊重し寄り添う。
事業計画	①利用者のニーズをもとに個別支援計画を立て日々のミーティングや毎月の支援会議等で、支援内容について意見交換・検討をする。そしてその計画にそって支援を統一し、短期目標は、６か月で達成することを目指す。 ②利用者に関しての情報共有を周知徹底する（状態の変化、環境や家庭の変化等）と共に、利用者の身体の状況及び、メンタルな部分を充分に把握し、配慮することに努め安全第一とする。 ③行事及び外出を継続し、今まで以上に地域社会との接点を増やしていく。 ④医療的ケア対象利用者に対し看護師による適切なる支援を

	行う。 ⑤新人職員等に対し、指導職員を配置し、利用者についての基本情報や介助方法の伝達等を行うとともに、利用者の重度化に対応できる職員育成を図る。 ⑥余暇活動等で作った作品等の販売を通じて、障がいの重度、軽度にかかわらず「働くこと」を感じてもらえるような機会を提供する。 ⑦給食を提供し、みんなで楽しく食べることを中心に、栄養バランスに配慮しながら声掛け等を行い、好き嫌いを少なくできる様に支援する。 ⑧日々の活動にポイント制を導入し、自己管理を行うことを中心に、社会人としての意識づけができるよう支援する。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに、感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
保健衛生	① 送迎前の自宅での検温及び来所時の体温測定等、感染症の対策を中心に健康チェックを実施し感染症の罹患の未然防止に努める。また、せきエチケット・うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。 ② 看護師配置により通所時のバイタルの測定等を行い、疾病（成人病等も含む）の早期発見に努める。 ③ 食品衛生法に基づき、安全な給食の提供を行う。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeラーニングによる個別研修を中心にスキルアップを行うとともに、各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時

	に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。 　利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。
行事	６月　花見・９月　夏祭り・１０月ボーリング １２月　クリスマス会・１月　成人を祝う会　他

②　就労継続支援Ｂ型

基本方針	利用者が「働く事」を意識できるような環境を整え本人がより充実した生活を送れるように支援していく。また、経済活動を通して、社会生活上必要とされるマナーや社会ルールを身に着けていく。
事業目標	①就労支援の事業内容（仕事の様子等）を、相談支援事業体等に周知し、利用者増につなげる。 ②昨年度までの販売ルートを確実に継続する。 ③体験利用者の利用を積極的に進め、作業工程表等を作成し利用者にあった作業工程を組み立てる。 ④計画製造ができる様に、製造と在庫のバランスを調整しながら商品の販売先等の開拓を行う
事業計画	①利用者のニーズをもとに個別支援計画を立て日々のミーティング等で、支援内容について意見交換・検討をする。また、その計画にそって支援を統一し、短期目標は、６か月で達成することを目指す。 ②利用者に関しての情報共有に周知徹底する（状態の変化、環境や家庭の変化等）と共に、利用者の身体の状況及び、メンタルな部分を充分に把握し、配慮することに努め安全第一とする。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめる

	ように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
保健衛生	① 送迎前の自宅での検温及び来所時の体温測定等、感染症の対策を中心に健康チェックを実施し、感染症の罹患の未然防止に努める。また、せきエチケット・うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。 ②食品衛生法に基づき、商品の生産を行う。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeラーニングによる個別研修を中心にキャリアアップを図るとともに、各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。 利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

③児童発達・放課後等デイサービス（重症心身障害児）

基本方針	個別活動・レクレーション活動や、入浴サービス等のサービスを提供する事で、家庭における保護者の介護負担の軽減を図り、かつ、児童の健全な育成を支援する。

支援方針	①健康と安全の確保 ・看護師によるバイタル測定他医療的ケアの実施。 ・利用児ごとに介護・入浴・食事支援等のマニュアルの作成・随時見直し。 ・関係機関との情報の共有・連携。 ②日常生活：清潔の保持、食事の提供、個人の特性に応じた排泄の支援、個人の特性に応じた入浴支援。 ③日中活動：創作活動、リハビリ活動、散歩（ミニ外出）、季節ごとのイベント等 ④利用者と家族の生活を支えるために、適切なニーズの把握を行う。 ⑤看護師をはじめ、ピアサポーターや相談支援専門員等を中心とした関係者との茶話会等のコミュニケーションの場を設置する。また、事業内の相談支援の充実を図る。
療育方針	①楽しくおいしく食べられる力をつける。 ②「すっきりした」と感じられる排泄支援。 ③「心地よい」着脱支援。 ④感覚遊び等を中心に、「えがお」や「できた」が得られる、安心感を持てる環境作る。 ⑤一人ひとりの表現による「思い」を見極め、通所時の支援に適切に反映させる。 ⑥言語療法士による療育の利用者に関しては、個々の利用者ごとに作成する個別支援計画書（言語指導計画）に基づき指導・療育を行う。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに、感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
保健衛生	① 送迎前の自宅での検温及び来所時の体温測定等、感染症の対策を中心に健康チェックを実施し、感染症の罹患の未然防止に努める。 ②来所時の健康観察等を実施し、疾病（虐待等）の早期発見に努める。

	③衣服調整等を行い、快適な温度調整を行う。 ④学校・病院等からの情報の共有を確実に行う。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上とスキルアップを図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeラーニングによる個別研修、及び各種外部研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、児童一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。 児童及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、児童及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。
法令遵守	児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインに則って事業を実施する。

④　相談支援事業「きらきらはうす」

基本方針	障がい者（児）の相談を包括的に受けられる事業所を目指す。
支援方針	①利用者が安定、安心した社会生活をおくる為様々な相談に応ずると共にその趣旨及びサービスの提供方法について十分説明する。 ②利用者の意思、選択に基づき医療、福祉、就労支援等のサービスが適切に提供されるようサービス等利用計画を作成する。 ③サービス担当者会議の活用により、関係事業所、関係機関と協力した体制づくりに取り組むとともに、地域において必

	要な社会資源の改善及び開発に努める。 ④利用者等との連絡を密にし、断続的なモニタリングを行う。
事業の内容	①利用者の自宅等に伺い面接し課題等の把握を行う。 ②福祉サービスの支給決定又は更新前にサービス等利用計画案の作成を行い、利用者及び家族に対して説明し、同意を得た上でサービス内容を決定する。 ③支給決定又は変更後、サービス事業者等との担当者会議の開催を行う。 ④サービス等利用計画を作成し、利用者及びその家族に対して説明し同意を受け決定する。 ⑤サービス等利用計画の変更 ⑥日常生活用具や予想具の給付支援、成年後見や権利擁護の説明と案内、虐待の通報等の業務を行う。
事業目標	①スキルアップ研修、地域の勉強会等に積極的に参加し個々の資質の向上に努める。 ②医療を含め他業種との連携を図りながら専門性の高い支援ができる様にする。 ③個々のニーズに応じながら法改正を理解し制度に沿って支援をしていく。 ③　種々の資格取得について奨励し支援する。 ④　eラーニングによる個別研修を行う
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図

	る。 　利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。
法令遵守	児童福祉法（障害児相談支援）・障害者総合支援法（計画相談）

共同生活援助事業　「ケアホーム　かのん」

定員		責任者
14名		大野　晴美
開所年月		**スタッフ数**
H24.04.01		15人

基本方針	利用者が地域において共同して日常生活を営む事ができる様、利用者の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて入浴、排泄、食事等の介助、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行う。
事業目標	入居者（利用者）の生活を２４時間体制で支え、安心、安全な生活を提供し、個々の入居者が充実していると思える毎日を過ごせるよう支援に努める。 　入居者主体を基に支援を行い、一人ひとりの声に耳を傾け、表情の変化や意思表示を感じ取り自己決定を促すことができる様に配慮し、その場に応じたベストな支援を実践していくことで、入居者が満足感を得られる充実したものにする。また、家族との連携もしっかりとり、より一層の信頼関係の構築に努める。
事業計画	①個別ニーズをどのようにしたら把握し、実現に向けて支援できるかを入居者、家族とともに考える。 ②個別懇談会を実施し、家族の意見や思いを踏まえて、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じ再アセスメントを実施する。

	③入居者に関する情報・個別ニーズは生活支援員、世話人等職員全員が確実に把握し、日々の変化等、職員間の周知を徹底し利用者が有意義な生活を送れるよう支援する。 ④個人で居宅介護を利用している利用者に対して、居宅介護等利用時の心身の状況等を把握し、変化等を見逃さない連携体制を今まで以上に整備する。 ⑤随時、支援内容の確認と見直しを行うとともに、業務内容の効率化を図る。 ⑥地域で暮らしていることを実感できる様、町内の一員として協力できることを探る。 ⑦家族との親睦や要望を考慮し、交流会を年１回実施する。 ⑧各グループホーム利用者の調和を図る。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練（夜間・地震等）を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに今年度は、新型コロナウィルス感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
保健衛生	① 感染症の対策を中心に健康チェック（毎朝のバイタルチェックと体温測定）を実施し、感染症の罹患の未然防止に努める。また、うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。 ② 日中活動の送迎スタッフに体温等健康情報を確実に提供する。 ③ 疾病（成人病等も含む）の早期発見に努める。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeラーニングによる個別研修でキャリアアップを図るとともに、各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童へ

	の虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。 　利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。
行　　事	誕生会（入居者の誕生日）・お雛様・子供の日・合同焼肉会・食事会（外食）他

公益事業

地域生活支援事業 （日中一時支援事業）	障がい者等の日中における活動を確保し、障がい者等の家族の就労及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。 ①　帯広市・音更町・幕別町・士幌町との委託事業として、各市町村の地域生活支援事業の要綱等に則り、適切に行い支援する。
共生型事業 ①管内の医療的ケア事業所との協力体制の構築	医療的ケア対象者（児）の療育及び地域社会生活の安定を確保するために、他事業所との情報の交換・共有及び連携を行う。また災害時等における業務提携を目指す。
③　ふれあい食堂の開設 　　毎月第４日曜日	地域における公益的取り組みとして、生活困窮や難しい家庭環境の子ども達の居場所として「ふれあい食堂」を、ボランティアを募り、食事提供とレクレーションを主に毎月1回、第４日曜日に開催する。但し、感染症の拡大状況を鑑み開催を判断する 　この事業は社会や地元自治会等との連携に努め、自ら持つ人材や施設、設備などの資源を活用しその特性を生かして、継続的に子どもの貧困対策問題等に対して支援を昨年同様に実施する。 ①法人（施設）の認知度をアップさせ、地域住民との交流を深め、地域活性化に貢献する。

	②法人独自のボランティア組織体制の充実。 ③安全な食事の提供（保健所との連携）
レスパイトサービス事業	福祉サービス等のサービスを利用することができない、法の狭間の日常生活等に、有料で安全に見守り等を行う。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練（夜間・地震等）を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修や各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。 利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。 また、ふれあい食堂におけるボランティア等のスタッフに対ししても権利擁護等の内容を、すべての機会を通じて理解を求める。